

福井地方最低賃金審議会
第1回福井県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時 令和7年7月31日（木）午後1時30分～午後2時5分

2 場 所 福井県国際交流会館2階 第1・第2会議室

3 出席状況

公益代表委員 井花委員、佐藤委員、廣瀬委員
労働者代表委員 杉田委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 豊嶋委員、西澤委員、山埜委員
事務局 工藤労働基準部長、木村賃金室長、西村室長補佐、富田賃金係員

4 議 題

- (1) 福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程について
- (2) 福井県最低賃金に係る審議事項について
- (3) 今後の審議予定について
- (4) 福井県最低賃金と生活保護との比較について
- (5) その他

5 議 事

○西村室長補佐

ただいまから、令和7年度 第1回福井県最低賃金専門部会を開催します。

今回は、本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局の方で進行を務めさせていただきます。

最初に、資料の確認です。資料目次のとおり、1種類となっております。

次に、定足数の確認です。本日の専門部会には、9名全員の方が御出席されております。よって、本専門部会は、有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は、2名の傍聴人がいらっしゃいますことを報告します。

それでは、最初に、工藤労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

○工藤労働基準部長

本日は、猛暑の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

既に御承知のことと存じますが、この専門部会は、福井地方最低賃金審議会が福井県最低賃金の改正決定について、調査審議を求められた場合は、最低賃金法第25条第2項に基づき、設置が義務付けられているものです。より詳細で、専門的な審議を行うものと位置付けられているところでございます。

今年度の中央最低賃金審議会から示される目安額につきましては、いまだ示されていないところですが、令和5年4月6日の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告では、目安の位置付けについて、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考とするものであること、その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないこ

とについて、改めて確認されているところです。

委員の皆様には、中央最低賃金審議会からの目安を参考にさせていただきつつ、あらゆる視点から御審議を頂きますようお願い申し上げます。

最後に、例年、お盆前の大変お忙しい期間に集中的な審議、御議論をお願いすることとなり、皆様には大変御負担をお掛けすることになりますが、御理解、御協力のほどお願い申し上げます。簡単ではございますが、専門部会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○西村室長補佐

次に、専門部会委員の御紹介ですが、時間の都合もございますので、資料 1 頁にございます「福井県最低賃金専門部会委員名簿」をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。

○西村室長補佐

次に、「部会長及び部会長代理の選出」に入りたいと思いますが、選出方法についてお諮りさせていただきます。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項が準用する第 24 条第 2 項により「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とあります。その方法について、従来どおり、公益委員の先生方で協議していただき、その結果を皆様にお諮りするという方法でよろしいでしょうか。

(異議のないことを確認)

○西村室長補佐

ありがとうございます。

では、従来どおりとさせていただきます。

公益委員の方には、本選出に先立ち御協議をしていただいております、その結果としましては、部会長に廣瀬委員、部会長代理に佐藤委員、以上のとおり選出されましたことを御報告します。

つきましては、部会長、部会長代理を「委員の皆様方の御推薦により決定した」とさせていただくこととして、よろしいでしょうか。

(異議のないことを確認)

○西村室長補佐

ありがとうございます。

それでは、廣瀬部会長から御挨拶をお願いします。

(廣瀬部会長より就任の挨拶)

○西村室長補佐

ありがとうございました。

引き続き、佐藤部会長代理から御挨拶をお願いします。

(佐藤部会長代理より就任の挨拶)

○西村室長補佐

ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行は、廣瀬部会長をお願いします。

○廣瀬部会長

それでは、議題（１）「福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程(案)について」、事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程(案)を説明します。資料２頁～３頁を御覧ください。

福井地方最低賃金審議会専門部会運営規程は、第１条が「規定の目的」、第２条が「会議の招集」、第３条が「委員の欠席」、第４条が「会議における発言」に関する規定が記載されておりますが、これらの説明については省略させていただきます。

次に、第５条の「会議の公開」ですが、本日は専門部会としてのこの項目の取扱いについて、改めて御確認をお願いしたいと思います。

記載内容は、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」という規定となっております。

これらの取扱いにつきましては、本年６月９日に開催されました第５１９回福井地方最低賃金審議会において、公労、公使のような２者協議（個別協議）については、本規定に基づき非公開として取り扱い、公労使による３者協議（全体協議）については公開とする方針について了解されたところです。

つきましては、その方針について、改めて御確認をお願いいたします。

また、第６条の「議事録」につきましても、会議の公開と同じ理由により議事録の一部又は全部を非公開とすることができるとなっており、非公開とする場合には、議事録に代えて議事要旨を公開することになっております。一般的に、会議を非公開とする場合は議事録も非公開となりますので、これらの点を踏まえていただき、本年度の取扱いについて併せて御確認をお願いしたいと思います。

なお、専門部会の議事録または議事要旨、さらに当局より提出した資料や委員より提出された資料につきましては、当局ホームページへの掲載を行うこととなりますので、これらの点につきましても御承知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、会議を非公開とした場合の専門部会の議事内容については、議事要旨を局ホームページに公開することになりますが、議事録自体の作成は必要であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求がなされた場合は、これらの法律に規定された不開示情報を除き、その議事録等を開示することになります。

ので、これらの点についても御承知いただきますようよろしくお願いします。

これら議事録及び議事要旨等の公開に際しては、委員全員に対する事前の確認をお願いする予定としております。

最後に、第7条は「報告」、第8条が「専門部会の廃止」第9条が「規程の改廃」に関する規程となっており、これらの説明につきましても省略させていただきますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上、専門部会における会議及び議事録の公開についての御確認をお願いいたします。

○廣瀬部会長

ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問はございませんか。

(質疑、意見のないことを確認)

○廣瀬部会長

会議及び議事録の公開につきまして、公労使による3者協議（全体協議）については原則、公開とする。公労、公使による2者協議（個別協議）については、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当するものと考えられますので、「非公開」としたいと思います。

なお、原則、公開とする3者協議（全体協議）においても、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、非公開を希望する旨を、随時、申し出ていただきますようお願いいたします。

以上のように取り扱うことでよろしいでしょうか。

(異議のないことを確認)

○廣瀬部会長

では、専門部会運営規程は、このとおりとし、2者協議（個別協議）における会議及び議事録は、運営規程第5条及び第6条に定める「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当するものと考えられますので、「非公開」とし、議事録に代わるものとして議事要旨を公開することとします。

○廣瀬部会長

次に、議題（2）「福井県最低賃金に係る審議事項について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

本専門部会において審議決定する必要がある事項は、資料5頁の「福井県最低賃金に係る審議事項」のとおりとなっています。

本専門部会においては、項目1の「適用する地域」は福井県の区域、項目2の

「適用する使用者」は前号の地域内で事業を営む使用者、項目3の「適用する労働者」は前号の使用者に使用される労働者、を前提として、項目4、5、6の下線部が、審議事項となります。

項目5につきましては、最低賃金法第4条第3項第3号において「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」に関する規定がなされ、これら除外賃金の取扱いについて、昭和47年の中賃にて一定の考え方が示されております。これらに関する現在までの取扱いとしましては、全国的にも「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」の三つの手当は除外する取扱いとしているところですが、項目4

「最低賃金額」をこれから御審議いただく前提条件として、最初に、これらの除外する手当について、「変更なし」として取り扱うか否かについて決定していただきたいと思います。

また、項目6「効力発生日」につきまして、発効日は審議の結果決まるものであることは令和5年4月6日中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会において確認されているところです。

最低賃金法第14条第2項の規定により、改正決定した最低賃金の効力発生日は、特に指定日を定めない限り、官報公示の日から起算して30日を経過した日となります。本年度の専門部会及び審議会の開催予定から、仮に、8月4日（月）の専門部会にて全会一致の答申がなされた場合には、異議申出、官報公示を経て、効力発効日が9月28日（日）となり、10月1日より前倒しになります。

そこで、法的には効力発生日が9月30日以前となる場合について、10月1日を効力発効日にするということであれば、官報の掲載内容について「法定どおり」ではなく、「令和7年10月1日」として発効日を指定する必要がありますので、その場合の取扱いについても御審議をお願いしたいと思います。

なお、審議会の答申が8月6日（水）以降になる場合は、効力発効日が10月2日以降となり、官報公示の日から起算して30日を経過した日の法定発効とすることについて、御確認をお願いしたいと思います。

○廣瀬部会長

ただいまの説明について、福井県内で事業を営む使用者に使用される労働者についての「最低賃金額」を審議し、当該最低賃金において算入しないことを定める賃金をあらかじめ決定しておくこと、答申日によって効力発生日が9月30日以前となる場合は、10月1日の指定日発効とすることについて、あらかじめ決定しておくこと、審議会の答申が8月6日（水）以降になる場合は、効力発効日が10月2日以降となり、官報公示の日から起算して30日を経過した日の法定発効とすることについて、確認しておくこと、以上について、説明がありました。

いずれについても、「従来どおりの扱いとしてよいか」といった確認的なものではありますが、「除外する手当」としている3種類の手当、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」、効力発生日が審議の結果、10月1日より前とすることが可能となった場合でも、指定日発効として10月1日の発効とする、効力発効日が10月2日以降となる場合、官報公示の日から起算して30日を経過した日を発効日とする。これらについて、従来どおりとしてよろしいでしょうか。

（異議のないことを確認）

○廣瀬部会長

それでは、従来どおりの取扱いとさせていただきます。

「福井県内で事業を営む使用者に使用される労働者についての「最低賃金額」を審議し、当該最低賃金に算入しない手当としては、従前どおり「精皆勤手当」、「通勤手当」、「家族手当」の3手当とします。

法定発効日が9月30日以前となる場合の効力発生日については、10月1日の指定日発効とすることとします。

また、効力発効日が10月2日以降となる場合、官報公示の日から起算して30日を経過した日による法定発効とすることについて、了承とします。

続きまして、議題（3）「今後の審議予定について」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

○木村賃金室長

資料6頁を御覧ください。

次回以降の専門部会の開催日程につきましては、御覧のとおりです。

本日、中央で目安審議が行われているところで、流動的なところはございますが、日程としては、8月4日の第2回目に目安報告をさせていただきたいと考えております。その際に、目安に対する意見交換を予定しております。個別協議を含めた金額審議は8月5日からを予定したいと考えております。

金額審議に際しまして、配付資料がございましたら13部、御準備いただくようお願いいたします。

本年度も、結審に際して、公益見解をお示しできるようにしたいと思います。

公益見解は、改正決定に用いた判断要素を記載することを想定しています。金額審議に入りましてから8月7日までに頂いた各委員からの意見を中心に、作成してまいりたいと考えております。

結審は、お手元の資料6頁に8月7日開催の第4回の日程に結審と入っておりますが、目安報告が次回8月4日となりましたので、第5回の8月8日（金）午前10時00分～の回を目指してまいりたいと考えているところでございます。

さらに、慎重な審議が必要な場合には、8月12日（火）午前10時00分～に予備日を設けておりますので、円滑な審議に御協力をお願いいたします。

説明は、以上です。

○廣瀬部会長

ただいまの説明は次のとおりです。

専門部会の日程は、資料記載のとおり進めていくこと。

金額審議に入る際、各側から資料の提出がある場合は、13部を御準備いただきたいと思います。

本年度も、公益見解を示す方針の中で、各委員からの御意見を中心に、まとめていきたいということ。

以上について、説明がありました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

(質疑、意見のないことを確認)

○廣瀬部会長

では、明日以降の当専門部会の進め方は、以上のとおりです。

労使各側から説明資料がございましたら、御準備をよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（４）「福井県最低賃金と生活保護との比較について」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

○木村賃金室長

資料 7 頁～8 頁を御覧ください。

最低賃金につきましては、生活保護の金額を上回ることが最低賃金法の規定です。その確認をしていただきたく存じます。

まず、生活保護の金額について算定してまいりたいと思います。

I の前提で、若年単身ということで、生活保護基準では 18～19 歳・単身世帯を想定しています。

福井県の場合につきましては、冬季加算地区がⅣ区、県内級地別人口は、2 級地の福井市、3 級地－1 の敦賀市、小浜市ほか 9 市町、3 級地－2 の今立郡、三方郡ほか 3 町、令和 2 年国勢調査による市町別の人口で加重平均をしていくこととなります。

Ⅱの生活保護です。(1) 生活扶助基準は、第 1 類費と第 2 類費に分かれており、決められた金額を人口によって加重平均すると、70,750 円 10 銭となります。

冬季加算は、11 月から 4 月まで 6 か月間支給となり、Ⅳ区については、6,790 円ですので、1 年 12 か月で平均して 1 か月あたり 3,395 円となります。

生活保護費の加算には、期末一時扶助費（1 か月平均）、12 月のみの支給となります。それぞれ 2 級地－1、3 級地－1、3 級地－2 の金額が決まっています。これらについて、人口の加重平均による金額が、1,000 円 60 銭となります。

生活扶助基準については、①、②、③を合算して 75,145 円 70 銭となります。

これに、住宅扶助実績値として、世帯人数 1 人の実績値は 20,350 円 20 銭となります。この計算については、資料 8 頁上に、令和 5 年度被保護者調査年次調査（個別調査）第 3-10 表の調査結果があり、県全体（福井市を除く）1,202 世帯のものと福井市の 1,831 世帯、合計 3,033 世帯の平均額となっております。

以上（1）、（2）を合算したものが、生活保護の基準となり、95,495 円 90 銭となります。

最低賃金の計算は、令和 5 年度福井県最低賃金が時給 931 円で、週 40 時間制に換算し、月 173.8 時間働いた場合の金額に、可処分所得の比率を乗じます。この比率は、令和 5 年度最低賃金額の一番低い岩手県の最低賃金額 893 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率となります。この比率を用いて計算すると、130,579 円となります。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、生活保護－最低賃金（手取額）＝95,496 円－130,579 円＝△35,083 円となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。この差額を 173.8 時間で割って 1 時間あたりとし、0.807 で割って手取額から額面に換算すると、1 時間あたり 250 円の差額があることとなります。

説明は以上です。

○廣瀬部会長

ただいまの説明について、福井県最低賃金と生活保護との比較において、福井県最低賃金は生活保護水準を下回っていないことについて、説明がありました。

御質問、御意見はございませんでしょうか。

(質疑、意見のないことを確認)

○廣瀬部会長

では、当専門部会として、福井県最低賃金は生活保護水準を下回っていないことを確認したものとします。

○廣瀬部会長

それでは、最後に議題（６）「その他」ですが、特に用意している案件はございません。皆様から何かございませんでしょうか。

(委員からの意見、発言がないことを確認)

○廣瀬部会長

それでは、事務局から次回の案内をお願いします。

○木村賃金室長

委員名簿の一部に誤りがございましたので、お詫びし、訂正します。

次回の専門部会は、８月４日（月）午後１時３０分から、会場は変わりまして、福井春山合同庁舎１階第１共用会議室になります。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、この会場で第５２１回本審を開催しますので、引き続き、よろしくお願い致します。

本日の、専門部会委員の旅費につきましては、専門部会・審議会と併せて１往復分となりますので、御承知おきください。

以上です。

○廣瀬部会長

それでは、本日は、これにて閉会とします。

(閉 会)